

災害時における物資の供給等に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と株式会社カスミ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対し速やかにかつ円滑に物資を供給すること又は駐車場を開放することにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の営業に支障のない範囲で、第4条に規定する物資の供給を行うものとする。

3 甲は、発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、乙に駐車場の開放を要請することができる。この場合において、被災者の対応は、甲が行うものとする。

4 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の所有し、又は管理する駐車場を可能な範囲で甲に無償で開放するものとする。ただし、当該開放の期間や範囲等は、事前に甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請）

第3条 前条第1項及び第3項の規定による要請は、甲が、乙に対し品目、数量、場所、期間その他の協力に関し必要な事項を記載した文書を提出することにより行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、文書による要請が困難なときは、甲は、口頭等により要請を行うことができる。この場合において、甲は、当該文書の作成が可能となったときは、速やかに当該文書を作成し、乙に提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 第2条第2項の規定により甲に供給される物資（以下「物資」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（物資の受渡し及び運搬）

第5条 物資の引き渡し場所は乙の店舗とし、甲が職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。ただし、乙が運搬可能な場合は、甲の指定する場所に物資を運搬するものとする。

（物資の対価及び運搬の費用）

第6条 前条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項の請求を受けた場合は、当該対価等を遅滞なく支払うものとする。この場合において支払の期日、方法等は、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、災害時等に即応するための連絡体制を相互に整えるほか、連絡体制表を作成するものとする。

2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間（この条において「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し解約の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後この例による。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和 3 年 9 月 16 日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市

久喜市長

茨城県つくば市西大橋599番地1

乙 株式会社 カスミ

代表取締役社長